

令和3年第3回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第 3 7 8 号

令和 3 年第 3 回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 1 8 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

1 日 時 令和 3 年 9 月 1 日 (午前 1 0 時)

2 場 所 多摩市役所議場

令和2年度 多摩市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較					
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
02 総務費	01 総務管理費	地域複合館改修事業 (連光寺複合施設基本・実施設計業務委託料)	元	4,000,000	0	0	0	4,000,000	4,000,000	0	0	0	4,000,000	0	0	0	0	0	0
			2	12,000,000	0	0	0	12,000,000	9,913,900	1,729,000	0	0	8,184,900	2,086,100	△ 1,729,000	0	0	0	3,815,100
			計	16,000,000	0	0	0	16,000,000	13,913,900	1,729,000	0	0	12,184,900	2,086,100	△ 1,729,000	0	0	0	3,815,100
		コミュニティセンター改修事業 (コミュニティセンター改修工事基本・実施設計業務委託料)	元	7,400,000	0	0	0	7,400,000	7,400,000	0	0	0	7,400,000	0	0	0	0	0	0
			2	22,405,000	0	0	0	22,405,000	17,404,010	1,632,000	0	0	15,772,010	5,000,990	△ 1,632,000	0	0	0	6,632,990
			計	29,805,000	0	0	0	29,805,000	24,804,010	1,632,000	0	0	23,172,010	5,000,990	△ 1,632,000	0	0	0	6,632,990
08 土木費	02 道路橋りょう費	橋りょう維持管理経費 (電車見橋耐震補強工事)	元	84,000,000	63,000,000	18,900,000	0	2,100,000	0	0	0	0	84,000,000	63,000,000	18,900,000	0	0	2,100,000	
			2	49,000,000	0	32,400,000	10,000,000	6,600,000	132,144,100	63,000,000	51,300,000	10,000,000	7,844,100	△ 83,144,100	△ 63,000,000	△ 18,900,000	0	△ 1,244,100	
			計	133,000,000	63,000,000	51,300,000	10,000,000	8,700,000	132,144,100	63,000,000	51,300,000	10,000,000	7,844,100	855,900	0	0	0	855,900	
09 消防費	01 消防費	災害対策経費 (防災行政無線固定系屋外子局デジタル化工事)	元	199,229,000	0	199,200,000	0	29,000	199,229,000	0	199,200,000	0	29,000	0	0	0	0	0	
			2	387,150,000	0	387,100,000	0	50,000	379,917,220	0	379,900,000	0	17,220	7,232,780	0	7,200,000	0	32,780	
			計	586,379,000	0	586,300,000	0	79,000	579,146,220	0	579,100,000	0	46,220	7,232,780	0	7,200,000	0	32,780	
10 教育費	02 小学校費	小学校施設整備事業 (聖ヶ丘小学校改修工事実施設計業務委託料)	元	8,700,000	0	0	0	8,700,000	8,700,000	0	0	0	8,700,000	0	0	0	0	0	
			2	23,000,000	0	0	0	23,000,000	22,533,400	0	0	0	22,533,400	466,600	0	0	0	466,600	
			計	31,700,000	0	0	0	31,700,000	31,233,400	0	0	0	31,233,400	466,600	0	0	0	466,600	
	03 中学校費	中学校施設整備事業 (プール改修工事)	元	18,000,000	0	0	0	18,000,000	15,800,000	0	0	0	15,800,000	2,200,000	0	0	0	2,200,000	
			2	21,545,000	0	0	0	21,545,000	23,745,000	20,000,000	0	0	3,745,000	△ 2,200,000	△ 20,000,000	0	0	17,800,000	
			計	39,545,000	0	0	0	39,545,000	39,545,000	20,000,000	0	0	19,545,000	0	△ 20,000,000	0	0	20,000,000	

款	項	事業名	年度	全体計画					実績						比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他		
10 教育費	05 社会教育費	旧北貝取小学校跡地整備事業 (旧北貝取小学校跡地整備基本・実施設計業務委託料)	元	7,000,000	0	0	0	7,000,000	7,000,000	0	0	0	7,000,000	0	0	0	0	0	0
			2	16,934,000	0	0	0	16,934,000	16,910,040	0	0	0	16,910,040	23,960	0	0	0	0	23,960
			計	23,934,000	0	0	0	23,934,000	23,910,040	0	0	0	23,910,040	23,960	0	0	0	0	23,960
		多摩市立図書館本館再整備事業 (図書館本館再整備基本・実施設計業務委託料)	30	48,800,000	0	0	0	48,800,000	45,300,000	0	0	0	45,300,000	3,500,000	0	0	0	0	3,500,000
			元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			2	103,817,000	0	0	0	103,817,000	107,316,960	0	0	0	107,316,960	△ 3,499,960	0	0	0	0	△ 3,499,960
	計	152,617,000	0	0	0	152,617,000	152,616,960	0	0	0	152,616,960	40	0	0	0	0	40		
11 災害復旧費	02 公園施設災害復旧費	災害復旧費 (災害復旧工事)	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			2	11,838,000	807,000	0	5,616,000	5,415,000	11,837,584	804,000	0	5,616,000	5,417,584	416	3,000	0	0	0	△ 2,584
			計	11,838,000	807,000	0	5,616,000	5,415,000	11,837,584	804,000	0	5,616,000	5,417,584	416	3,000	0	0	0	△ 2,584
	03 文教施設災害復旧費	災害復旧費 (災害復旧工事)	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			2	11,153,000	6,707,000	0	2,101,000	2,345,000	11,152,416	6,710,000	0	2,101,000	2,341,416	584	△ 3,000	0	0	0	3,584
			計	11,153,000	6,707,000	0	2,101,000	2,345,000	11,152,416	6,710,000	0	2,101,000	2,341,416	584	△ 3,000	0	0	0	3,584

令和3年9月1日 提出

多摩市長 阿部 裕 行

報告第 6 号

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により算定した令和 2 年度決算に基づく多摩市の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.76)	— (16.76)	2.0 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。



報告第7号

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により算定した令和2年度決算に基づく多摩市の公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和3年9月1日

多摩市長 阿部裕行

記

特別会計の名称	資金不足比率 (単位：%)	事業の規模
下水道事業会計	—	1,993,292 千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
- 2 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模（営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する額を控除した額）を記載している。





第 6 8 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

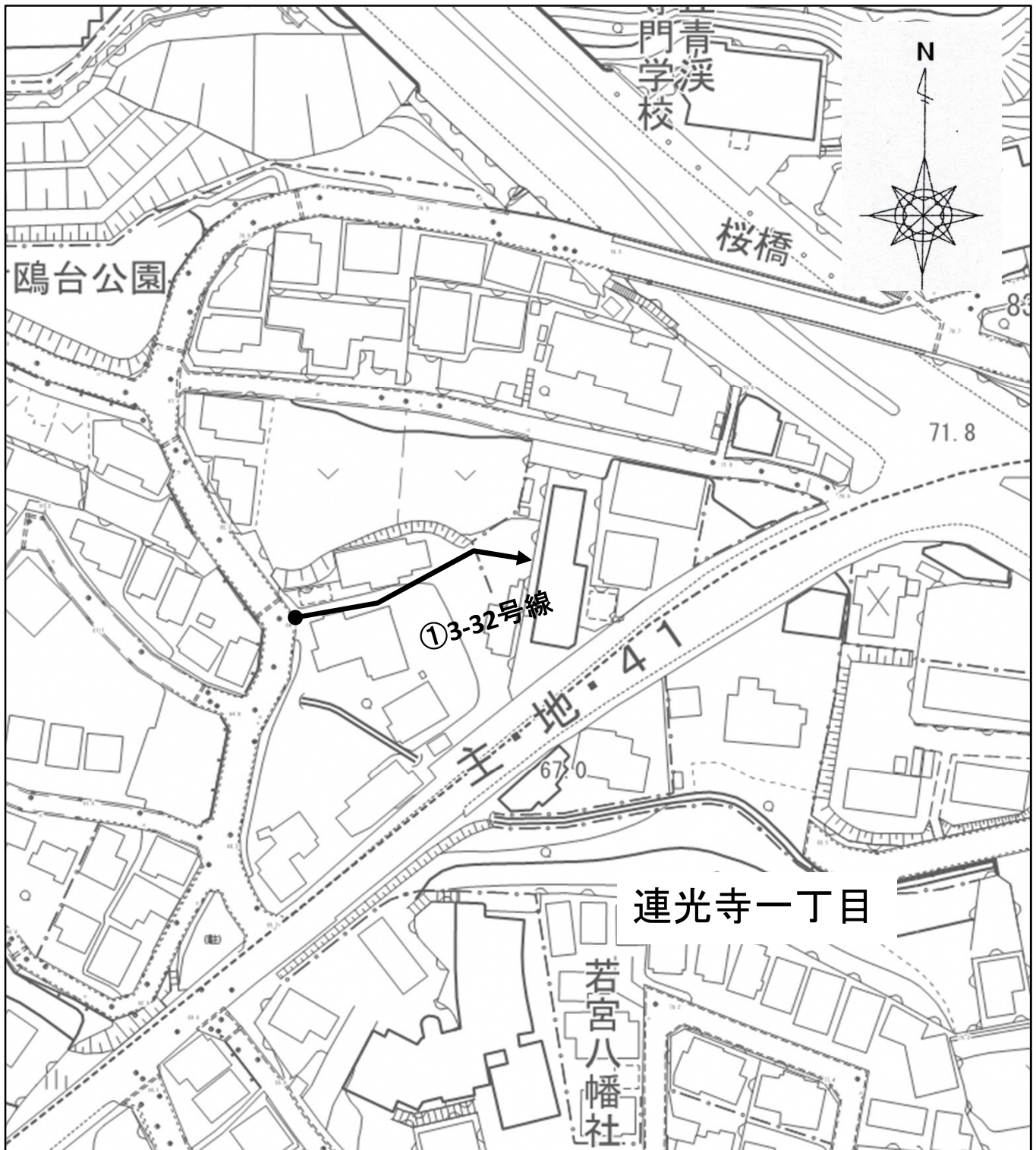
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

記

廃止路線

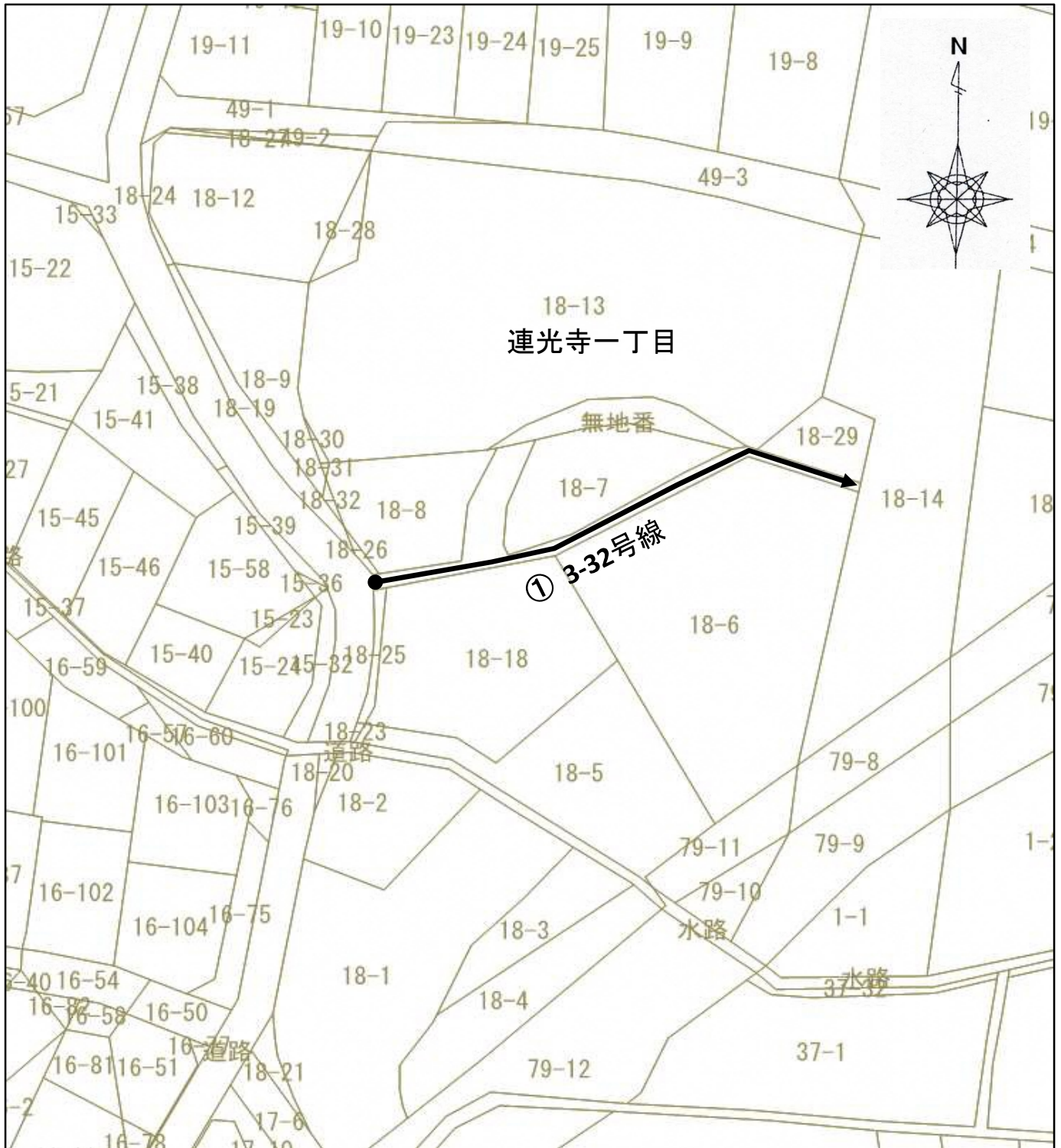
整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	3 - 3 2 号線	起 点	連光寺一丁目 1 8 番 1 8 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	連光寺一丁目 1 8 番 1 3 地先	

① 3-32号線



凡例	
起点	●——
終点	——→

① 3-32 号線



縮尺 1/500

凡例	
起点	●——
終点	————→



## 第 6 9 号議案

多摩市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

多摩市固定資産評価審査委員会委員川上俊宏氏は、令和 3 年 1 0 月 2 3 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

### 記

氏 名	住 所	生年月日
川上 俊宏	東京都品川区	



## 第 70 号議案

多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市手数料条例の一部を改正する条例

多摩市手数料条例（平成 12 年多摩市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 31 年 9 月 1 日」を「令和元年 9 月 1 日」に、「平成 34 年 8 月 31 日」を「令和 4 年 8 月 31 日」に改め、「（絵柄入りのものを除く。）」を削る。

別表第 1 の 20 の項中「ただし、絵柄入りについては 400 円とする。」を削る。

別表第 2 の 11 の項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 20 の項の改正規定は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。





## 第71号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 記

## 多摩市条例第 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年多摩市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条の見出し中「権限の」を削り、同条中「を除く外」を「のほか」に改める。

様式中「様式」を「様式（第2条関係）」に改め、「印」を削り、様式を別記様式とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第 7 2 号議案

多摩市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

多摩市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

多摩市固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 6 年多摩市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 4 3 2 条」を「第 4 3 2 条第 1 項」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「押印」を「又は記名押印を」に改め、同項第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 8 条第 5 項中「し、提出者がこれに署名押印」を削り、同条第 8 項中「押印」を「又は記名押印を」に改め、同項第 5 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 9 条第 2 項中「押印」を「又は記名押印を」に改め、同項第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「押印」を「又は記名押印を」に改め、同項第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 1 4 条中「例によって」を「定めるところにより」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第 7 3 号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 3 4 条の 6 の 2 第 1 項中「前条」を「第 3 4 条の 4」に改め、同条第 2 項中「6 箇月」を「6 月」に改める。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「前条」を「第 3 4 条の 6」に改め、同項第 1 号イ及びウ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 2 5 項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 5 0 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第 6 4 条」に、「家屋

及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の7第1項第1号の改正規定及び附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 附則第10条の2第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の多摩市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この

項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する令和4年1月1日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同年6月15日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。





## 第74号議案

多摩市みんなの文化芸術条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市みんなの文化芸術条例

私たちが暮らす多摩市は、多摩ニュータウン開発により整備された街並みと緑あふれる豊かな自然環境を併せ持った調和のとれた街です。代々この街に住んでいる人々と新たに移り住んだ人々が、共に関わり合い、互いにつながりを築き、先人から受け継いだ伝統文化を継承し、また、文化芸術を創出することで、多摩市の文化は形作られてきました。

文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれるとともに、創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っており、次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与するものです。また、文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心、そして他者を理解する力を養うことができます。さらに、文化芸術を通して、地域を越えて人々とのつながりを築いていくこともできます。

このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長になくてはならないもので、私たちの住む街の活力となるものです。

文化芸術の発展には、表現活動を自ら行う者、支える者、普及する者、継承する者及び享受する者が、相互に関係し合うこと、そして誰もが、これらの者になり得ることが大切です。このことに鑑み、私たちは、全ての市民が文化芸術を享受する権利を有し、自らが表現活動の担い手になることができること及び表現活動の担い手及び鑑賞者・享受者への支援を行っていくことが重要であることを確認します。

私たちは、これまでの文化芸術を継承すること、そして新しい文化芸術を創造し、さらに発展させることを通して、多摩市に暮らし、多摩市に集う全ての人々が、平和で心豊かに過ごし、生活の質を高めることで、魅力ある地域社会を実現することを目指し、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、多摩市（以下「市」という。）の区域における文化及び芸術（以下「文化芸術」という。）の振興に関し、基本的な事項を定め、市民の権利及び役割並びに市の役割を明らかにすることで、市民の創造性及び豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、多摩市自治基本条例（平成16年多摩市条例第1号）第3条第2号に規定する市民をいう。

2 この条例において、「表現活動の担い手」とは、市民であって次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 職業としているか及び活動の形態を問わず、文化芸術に係る有形又は無形の創造・表現活動を自ら行うもの
- (2) 創造・表現活動を支えるもの
- (3) 創造・表現活動並びに伝統文化及び文化財の継承及び普及に取り組むもの

3 この条例において、「鑑賞者・享受者」とは、市民であるかを問わず、文化芸術に係る表現活動を受け止めるものをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況等にかかわらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる市民について文化芸術に関与し、又は参加し、及びこれを創造・表現し、又は鑑賞・享受する権利が保障されるとともに、文化芸術を通して相互に理解し、及び尊重することができる地域社会の実現が図られることが考慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動の自主性、創造性及び多様性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動への支援が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、次代の表現活動の担い手の育成が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、先人から受け継がれた伝統文化及び文化財が継承されるとともに、継続的に文化芸術が創造される環境の整備が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、鑑賞者・享受者の増加が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、市の区域の内外を問わず、様々な人及び団体の連携が促進されるとともに、過去から現在までの間に営まれてきた活動及び創り出されたものが、未来にわたり有機的に結びつき、発展していく社会環境づくりが図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が充実するための取組の推進を図り、もって生活の質の向上及び市民自身による文化芸術の発展に寄与するものでなければならない。

(市民の権利及び役割)

第4条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び表現活動の担い手として活動する権利を有する。

2 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、表現活動の担い手及びその活動について理解し、尊重するよう努めるものとする。

(表現活動の担い手の役割)

第5条 表現活動の担い手は、文化芸術の継承及び発展のため、地域社会の一員として、市民及び地域社会に根ざした活動に取り組むよう努めるものとする。

2 表現活動の担い手は、正当な理由なく、その文化芸術活動において、人の尊厳を害し、又は人権を侵害してはならない。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、表現活動の担い手が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、及び文化芸術の継承又は普及をしていくことができる環境の整備を行うための施策を実施するものとする。

3 市は、市民及び市の区域を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するとともに、鑑賞者・享受者を増やす施策を実施するものとする。

4 市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図らなければならない。

5 市は、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努めるものとする。

6 市は、文化芸術の振興のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもたちのための取組)

第7条 市は、次代を担う子どもたちが乳幼児期から身近に文化芸術に触れることで、文化芸術に対する理解を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、文化芸術活動に参加する権利の保障に努めるとともに、次に掲げる取組

を市民と協力し推進するものとする。

- (1) 子どもたちが乳幼児期から日常的に文化芸術に触れることができる機会の確保に努めること。
- (2) 成長期における子どもたちの豊かな創造力、思考力等を養うために、経済状況及び家庭環境を問わず、児童期及び青年期において、子どもたちが質の高い文化芸術を鑑賞し、又は体験する機会の確保に努めること。

(計画の策定)

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ中長期的な視点に基づき計画的に推進するため、文化芸術の振興に係る計画を策定するものとする。

(多摩市文化芸術推進委員会の設置)

第9条 市は、前条の計画の推進及び同条の施策の評価を行うため、多摩市文化芸術推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

2 推進委員会は、市の区域における文化芸術活動について知見又は経験を有する市民、文化芸術について知見を有する専門家その他の者で構成するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

(多摩市立複合文化施設の位置付け)

第10条 多摩市立複合文化施設（多摩市立複合文化施設条例（昭和61年多摩市条例第48号）第1条に規定する多摩市立複合文化施設をいう。）は、市の区域内の他の文化施設、市民活動施設又は教育機関と連携し、地域の文化芸術活動の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場となるとともに、文化芸術の振興ひいては地域経済の活性化に寄与する施設として活用されなければならない。

(国等との連携)

第11条 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 7 5 号議案

多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例（令和 2 年多摩市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の改正規定中「ことで、」の次に「文化芸術の振興を図り、もって」を、「地域づくり」の次に「、ひいては地域経済の活性化」を加える。

別表第 1 の改正規定を次のように改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条、第 8 条関係）

施設に係る利用料金の上限額

（単位：円）

種別			区分			
			午前	午後	夜間	全日
			9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～22 時
大ホール	ホール （舞台、 客席及び ロビーの 一部）	平日	39,600	108,000	140,400	256,320
		土曜日、 日曜日及 び休日	60,000	144,000	172,800	335,350
	楽屋 1		420	590	710	1,530
	楽屋 2		420	590	710	1,530
	楽屋 3		430	590	710	1,530

	楽屋 4		430	590	710	1,530
	楽屋 5		1,440	1,820	1,820	4,520
	楽屋 6		600	830	1,000	2,160
	楽屋 7		700	980	1,180	2,540
	楽屋 8		1,410	1,820	1,820	4,490
	楽屋 9		420	580	700	1,510
小ホール	ホール (舞台、 客席及び ロビーの 一部)	平日	9,100	21,600	24,000	48,680
		土曜日、 日曜日及 び休日	11,700	27,600	33,600	64,880
	楽屋 1		370	510	620	1,330
	楽屋 2		820	1,150	1,200	2,820
	楽屋 3		820	1,150	1,200	2,820
	楽屋 4		1,220	1,540	1,540	3,820
	リハーサル室		6,080	7,540	9,100	20,220
	練習室 1		3,400	4,160	5,070	11,240
練習室 2		3,240	4,160	5,070	11,090	
練習室 3		3,860	5,370	6,450	13,950	
市民ギャラリー		5,200	7,150	8,450	18,510	
オープンスタジオ		11,180	14,400	17,280	38,140	
キッチンラボ		1,870	2,610	3,130	6,770	
会議室 1		7,020	9,780	11,740	25,400	
会議室 2		1,620	2,250	2,710	5,850	
会議室 3		2,450	3,420	4,100	8,870	
会議室 4		2,450	3,420	4,100	8,870	
会議室 5		1,960	2,660	3,220	6,970	
コミュニティラウンジ		4,070	5,670	6,810	14,720	
クラフトラボ		1,530	2,130	2,550	5,520	
クリエイティブラボ 1		1,480	2,070	2,480	5,360	
クリエイティブラボ 2		1,480	2,070	2,480	5,360	
ロビー		45,370	63,210	75,850	164,140	

備考

- 1 この表に定める利用料金の上限額は、多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「市民等」という。）又は市民等が構成員の半数以上を占める団体である利用者に対して適用し、それ以外の利用者に対して適用する利用料金の上限額は、この表に定める利用料金の上限額に30パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 利用の許可を受けた時間を繰り上げ、又は延長して利用する場合の利用料金の上限額は、当該繰り上げ、又は延長して利用する時間（以下「繰上げ等時間」という。）1時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）につき、利用の許可に係る区分（2の区分について利用の許可を受けている場合は、当該繰上げ等時間に先行し、又は続く区分）の利用料金の上限額を当該区分の時間で除して得た額に30パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、午前及び午後又は午後及び夜間の2区分について利用の許可を受けた場合における当該利用の許可に係る区分の間の時間については、利用料金を徴収しない。
- 4 開館時間外に施設を利用する場合の利用料金の上限額は、繰上げ等時間1時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）につき、利用の許可を受けた施設に係る利用料金の上限額の1時間当たりの単価が最も高い区分の利用料金の上限額を当該区分の時間で除して得た額に30パーセントの割合を乗じて得た額及び開館に伴う対応にかかる経費として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算した額とする。
- 5 利用者が営利を目的とする団体であり、かつ、営利を目的として施設を利用する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料金の上限額に100パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 利用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料金の上限額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
  - (1) 入場料の最高額が一人当たり3,000円以上5,000円未満であるとき 50パーセント
  - (2) 入場料の最高額が一人当たり5,000円以上であるとき 100パーセント

- 7 ホールの舞台のみを利用する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料金の上限額に50パーセントの割合を乗じて得た額とする。
- 8 リハーサル室、練習室1、練習室2又は練習室3を楽屋等として利用する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料金の上限額に50パーセントの割合を乗じて得た額とする。
- 9 この表に掲げる施設（大ホール及び小ホールを除く。）については、この表に定める区分によるほか、1時間単位による利用の許可を行うことができる。この場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る時間1時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）につき利用の許可を受けた施設に係る利用料金の上限額の1時間当たりの単価が最も高い区分の利用料金の上限額を当該区分の時間で除して得た額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 7 6 号議案

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を  
改正する条例

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例（平成 6 年多摩市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2 4 0 円」を「3 0 0 円」に、「1 2 0 円」を「1 5 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。



## 第 77 号議案

多摩市学校職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

## 記

### 多摩市条例第 号

多摩市学校職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例

多摩市学校職員の服務宣誓に関する条例（昭和 28 年多摩市条例第 47 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「規定することを目的」を「  
必要な事項を定めるもの」に改める。

第 3 条の見出し中「権限の」を削り、同条中「を除く外」を「のほか」に改  
める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。